

Title	北堂書鈔所引裴淵南海記：廣州記考
Sub Title	P'ei Yuans' Nan-hai-chi 裴淵南海記 quoted in the Pei-t'ang shu-ch'ao 北堂書鈔：A Study of the Kuang-chou-chi 廣州記
Author	渡邊, 宏(Watanabe, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.2/3 (1967. 11) ,p.99(261)- 118(280)
JaLC DOI	
Abstract	In the Pei-t'ang shu-ch'ao compiled by Yu Shih-nan in 虞世南 the reign of Yang-ti 煬帝, 2nd Emperor of the Sui dynasty, there are six quotations from P'ei Yuan's Nan-hai-chi. However, if compared with the quotations found in the Ch'i-min yao-shu 齊民要術 or in the T'ai-p'ing yu-lan 太平御覽, it becomes clear that the quotations in the Pei-t'ang shu-ch'ao are not from the Nanhai-chi but from the Kuang-chou-chi. The reason why only the Pei-t'ang shu-ch'ao adopted the title "Nan-hai-chi" instead of "Kuang-chou-chi" is that the Kuang-chou-chi was retitled as Nan-hai-chi by Yu Shihnan, subject of Emperor Yang, who gave considerations to the fact that as the then Emperor Yang's real name was Yang Kuang 楊広, according to the Chinese traditional custom, any usage of the Chinese character "kuang " was generally refrained and accordingly Kuang-chou was renamed as Nan-hai. In the Pei-t'ang shu-ch'ao, there can be found one quotation from P'ei-shih's Kuang-chou-chi 裴淵廣州記 and also in this case the correct source is Pei Yuan's Kuang-chou-chi 裴淵廣州記. Considering that Yu Shih-nan had no reason to refrain himself from using the character "Yuan ", this changing of the title must have been made in the T'ang period when "yuan" was a tabooed word because of the first Emperor Kao-tsu's 高祖 real name Li Yuan 李淵. Such being the case, the present author comes to the conclusion that in the P'ei-t'ang shu-ch'ao now extant, are contained some portions revised by a T'ang compiler.
Notes	松本信廣先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北堂書鈔所引裴淵南海記

—廣州記考—

渡邊宏

一

隋祕書郎虞世南撰北堂書鈔孫忠愍侯祠堂旧校影宋原本南海卷七九の官部 齋夫設は、東郷齋夫尤負昇天の条に

裴淵南海記。龍川縣本是博羅東郷、齋夫治之、龍藏於貴山川地、負齋夫而昇天、即成流泉、因以名之也。

と引く(第八葉裏)。竜川、博羅の地名は、青山定雄編読史方輿紀要索引中国歴代地名要覽を参照するに、等しく広東省惠州府に在り、

秦代に淵源するを知る(頁五三九)。漢班固撰漢書景常熟瞿氏鉄琴銅劔樓藏北宋景祐刊本百衲本二十四史の地理志八南海郡の条に両県名ありて、竜

川には

師古曰。裴氏廣州記云、本博羅縣之東郷也、有龍穿地而出、即穴流泉、因以爲號。

と唐顔師古の註を載せり(第十葉表)。

裴淵南海記、裴氏広州記の称は漢書芸文志、隋書經籍志其他正史の芸文志に見えざるも、清文廷式撰補晉書芸文志二十五史補編卷二の裴淵海東記の条に

(前略)、書鈔七十九、一百五十七又引裴淵南海記。

北堂書鈔所引裴淵南海記

とあり(頁三七)、また清章宗源撰隋書經籍志考証史補編卷六に

廣州記 卷七 裴淵撰 不著錄

(前略)、漢書地理志注、龍川本博羅縣之東鄉也史記南越尉佗傳正義同(中略)、並引裴淵廣州記、或稱裴氏。

と見ゆ(頁四九)。すなわち、漢書所引の裴氏広州記は裴淵広州記なることを知るが、北堂書鈔所引の裴淵南海記も撰者名と内容の類似より同一書と推定し得べし。

嶺南の広州は、中原を隔たること遠ければ、早くよりその地理産物を筆にのぼせし人士に乏しからず。張國淦編著中国古方志考によれば、広東省の通志類は後漢楊孚撰異物志を始めとして宋末迄に三十一種をかぞえ、隣接する福建省の八種や広西省の三種に較べ、格段の差違あり。広州記の標題を有する書は、張國淦氏の分類に従えば、通志類に顧微、裴淵、劉澄之、府県志類に許牧の計四著あり。これらのうち、後二者の書は散逸のままなれど、顧微広州記は五朝小説、重編說郛、五朝小説大觀に十九条を収め、裴淵広州記は中華書局影印漢唐地理書鈔に七十八条を収むるを見る。而してこれら四著の遺文と推定されるは、水經注、齊民要術、宋書、北堂書鈔、芸文類聚、漢書注、春秋左伝正義、後漢書注、文選注、初学記、史記索引、史記正義、白氏六帖事類集、西陽雜俎、北戸録、太平寰宇記、太平御覽、太平広記、重刊經史証類大觀本草、重修政和經史証類備用本草、泉志、通志、爾雅翼、嶺外代答、輿地紀勝、唐宋白孔六帖、古今事文類聚、事類賦、三体詩注、島夷志略、資治通鑑注、輟耕録、永樂大典、東西洋考、本草綱目、天中記、嶺南荔支譜、欽定錢録、佩文齊広羣芳譜、羊城古鈔、雍正広東通志、広事類賦、広広事類賦、事類賦補遺、同治広東通志、光緒広州府志に引用しあり、ほかに古今合璧事類備要も引くと云う。

扱て、北堂書鈔卷七所引裴淵南海記の一条は、南海郡竜川県の位置を述べ、嗇夫と竜との因縁を叙す。嗇夫は、諸橋轍次著大漢和辞典卷二を参照するに、田夫、官名の二義あり(頁一一)。古文苑景常熟瞿氏鉄琴銅劍樓藏宋刊本四部叢刊卷三には

嗇夫。田峻之神也。

と宋章樵の註あれど(第二葉裏)、裴淵南海記の嗇夫は「博羅〔縣〕東郷、嗇夫治之」とあれば、郷官なるべし。諸橋氏は

郷に在つて訴訟賦税を掌る官。秦、置き、漢・晉・宋、皆これに因る。

と云う。漢書卷一 百官公卿表七上七に

郷有三老、有秩、嗇夫、游徼、三老掌教化、嗇夫職聽訟、收賦税(中略)、皆秦制也。

とあり(第十六葉表)、また梁劉昭注後漢書志第 百官五景宋紹興本 百景宋紹興本 二八百官五 納本二十四史 百に

本注曰。有秩郡所署、秩百石、掌一郷人、其郷小者縣置嗇夫一人、皆主知民善惡爲役先後、知民貧富爲賦多少、平其

差品。

とあり(第八葉裏)。

「龍藏」以下の文意は明確ならず。清孔広陶は

今案。陳、俞本脱「本是」二字、「博」誤「傳」、脱「治之」二字、「龍藏」七字作「有龍潛於川負上」、有後字脱、即

成句末句作因以龍川名其地。又案原鈔、「龍藏」七字亦疑有脱譌。

と北堂書鈔卷七 九所引裴淵南海記に校註す (第八葉裏)。陳本は明陳禹謨が改補本、俞本は明俞安期が刪削本にして、原鈔本は

明陶宗儀が序せし鈔本なり。前掲の漢書地理志注所引裴氏広州記は、裴淵南海記に較らべ、嗇夫以下昇天迄の語句を缺く

が、他にこれとほぼ同一の引用書あり。すなわち、漢司馬遷撰史記景南宋黃善夫刻本 卷一南越 一三尉佗 の佗秦時用為南海竜川

令の条に

正義曰。(中略)、裴氏廣州記云。本博羅縣之東郷、有龍穿地而出、即穴流東泉、因以爲號也。

と唐張守節は註す(第一葉表)。宋王象之撰輿地紀勝文海出版 卷九一州 景物下廣南東路 循竜川水の条に

裴氏廣州記云。龍川本博羅之東鄉、有龍穿地而出、即穴流泉、因以爲號。

とあり(第四葉表)、また宋司馬光撰資治通鑑山名留三郎 卷十二 漢紀四 召竜川令趙佗の条に 訓点本 太祖

裴氏廣州記。龍川本博羅縣之東鄉、有龍穿地而出、即穴流泉、因以爲號。

と元胡三省は註す(第七葉裏)。

清王謨輯裴淵広州記〔重訂〕漢 唐地理書鈔の第九条には

龍川縣本博羅縣之東鄉也、有龍穿地而出、即穴流泉、因以爲號前漢書地理志注。案書鈔引廣州記云、穴口周廻可百步、今猶潺然。

とあり(頁三 六七)。北堂書鈔卷一五八 地部 穴には

裴氏廣州記曰、龍州縣本是博羅縣、龍於藏遺山穿地出、負畜夫而升天、即穴流泉、因以爲號、穴口周廻可百步、今猶潺然。

とありて、孔氏は

今案。俞本同、陳本脫、合璧事類別集卷三引裴廣州記、「羅縣」下有「之東鄉」三字、脫「藏遺山」三字、「畜夫」一句及「穴口」以下。

と校註す(第十五葉表)。宋謝維新撰古今合璧事類備要は寓目せず。孔氏は北堂書鈔卷七所引裴淵南海記及び漢書地理志所

引裴氏広州記及び漢書地理志注所引裴氏広州記等に注意せざれど、これまた同類なるべし。されど、諸書の掲げる出典名は裴淵南海記、裴氏広州記のほか裴広州記の称もあり。引用文は畜夫の語を含まざるものあり、穴口云々の句を有するものありて、その差異多し。果してこれらが全て同一書の同一箇所を引用せしか再考の要あるべし。

北堂書鈔は、經史百家の書より熟語成句を引きて部類に分ち、夫々の典拠を割注したる類書にして、卷七九の裴淵南海記は、「東郷畜夫尤負昇天」の句を解くために存す。この句中、「尤」字は意味通ぜざるが、村田栄三郎氏の教示によ

れば「尤」は「龍」字の傍つくりの草体及び略体に似たりとのことなれば、右の下半句は「龍ガ〔之〕壺夫ヲ」負イテ昇天ス」と読むべきか。一方、史記、漢書、輿地紀勝、資治通鑑の引用は、竜川なる地名の縁起を説く為にあれば、竜に重点をおきて、壺夫との因縁は省くに至りたるか。「龍藏於貴山川地」と「有龍穿地而出」とは単なる魯魚の誤やまり以上の差異を有せるが、北堂書鈔卷一所引の「龍於藏遺山穿地出」と較ぶるに、「龍藏於貴山川地」は「龍於藏遺山」に、「有龍穿地而出」は「穿地出」に対応すべし。しかるとき、北堂書鈔卷一は最も長く原文を引用せしが、同書卷七は穴口以下を省略し、さらに漢書注などは壺夫關係の句を除きたるものと考え得べし。最も早く裴淵広州記を引用せしは後魏酈道元撰水経注万有文庫なるが卷三七浪水注に

裴淵廣州記曰。城北有尉佗墓、墓後有大岡、謂之馬鞍岡、秦時占氣者言、南方有天子氣、始皇發民鑿破此岡、地中出血、今鑿處猶存。

とあり(第六冊 頁七六)。この位置、故事、現状を述ぶる叙法に原著者の癖を窺うは早計ならむか。

裴淵南海記の称は北堂書鈔にのみ存し、その内容は以下にも示す如く広州を中心としたる地理・風俗・物産などの記なり。広州は、後漢獻帝建安十五年(二二)、或は吳景帝永安六年(三六)名づけられ、隋文帝仁壽元年(六〇)太子楊廣が諱を避け番禺と改称し、煬帝が即位するや更に南海と再變し、広州に復したるは唐高祖武徳四年(六一)なることを考慮するに、隋の秘書郎たりし北堂書鈔の撰者虞世南が時の天子の諱にふれる広州記の称をそのまま引くを避け、替え名として南海を用いたることは容易に推定し得べし。しかるとき、裴淵の淵は唐の高祖李淵が諱に等しければ、顔師古、張守節ら唐代の引用者が裴氏と記ししことも充分納得し得べし。事実、裴氏の称は唐代の書に集中し全十八条あれど、その大半は唐代に前後する諸書に裴淵として載せられてあり。北堂書鈔卷一は標語たる成句を示さず、本来割注の位置にあるべき出典名引用文を示すのみなれば、裴氏と記せしは後世再編の姿にして虞世南が遺漏にあらざるべし。裴広州記の称は他に

見えざるが、宋唐慎微撰金張存惠重修重修政和經史証類備用本草景金刊本 草部 四部叢刊 卷六 上品 雞侯菜の条に

顧廣州記曰。雞侯菜似艾、二月生、宜雞羹、故名之。

とあり(第六五葉表)、重刊經史証類大本本草卷六 草部も同文なれど(第六三葉表)、明李時珍撰本草綱目拋万有文庫 商務印書館 卷二七 菜部 柔滑類 醍醐菜の附録に、蔵器曰として雞侯菜の条に

顧微廣州記云。生嶺南似艾、二月生苗、宜雞羹食之、故名。

とあり(頁一六)、また清吳世旃撰広広事類賦光緒刊 增補 事類統編所収 卷六六 飲食部 蔬菜 絶勝雞侯二月餐の条にも

顧微廣州記。雞侯菜似艾、二月生、宜雞羹。

とあれば(第二九葉裏)、顧廣州記は顧微廣州記が正しと推定し得る故、裴廣州記も同様の錯誤より生じたる例にして、本来は

裴淵廣州記とありたるべし。「即成流泉」の句は北堂書鈔にのみ見えなれど、他書の記す「即チ穴ヨリ泉ヲ流ス」は雅ならざれば、「即チ流レテ泉ヲ成ス」或は「即チ流泉ト成ス」が古体なるべし。太平御覽卷四九 地部 西楚南越諸山 佷山の条に「穴出清

泉」(穴ヨリ清泉ヲ出ダス)とあれば(第二一葉裏)、穴字の下に動詞なかざるべからず。

二

北堂書鈔卷一二九 衣冠部 褐 衣は、穀皮為褐の条に

裴淵南海記云。蠻夷俗不蠶、取穀皮熱、極爲褐。

とありて、孔広陶は

今案。御覽六百九十三又九百六十引裴淵廣州記、無「俗不蠶」三字、餘亦頗異、惟陳、俞本與本鈔悉同。

と校註す(第十六葉裏 第十七葉表)。孔氏の示す宋李昉等撰太平御覽景日本帝室圖書寮京都東福寺東京岩崎氏静嘉堂文庫蔵宋刊本闕卷以日本聚珍版本配補 四部叢刊 卷六九三 服章部 褐 には

裴淵記曰。蠻夷取穀樹皮熟、槌之、以爲褐。

とあり(第五葉裏)、また同書卷九六〇木部穀には

裴淵廣州記曰。蠻夷取穀皮熟、槌爲褐、裏髻布鋪、以擬氈。

とありて(第三葉裏)、北堂書鈔が引用と差異多し。王謨輯裴淵廣州記は、第三十二條に

蠻夷不蠶、採木棉爲絮、皮圓當竹、剝古綠藤、績以爲布類。

とあり、つづきて第三十三條に

蠻夷取穀皮熟、槌之、以爲褐、裏鬪布鋪、以擬氈裴淵記、下據本草綱目補、甚煖也、其木腐、後生菌耳、味甚佳好。

と載す(頁三六八)。すなわち、王氏は北堂書鈔卷一所引裴淵南海記と冒頭の一句が酷似すれど、以下の甚だ異なる一條を芸

文類聚より抽出し、また孔氏が右の裴淵南海記を校註するに用いし太平御覽卷六の裴淵記と冒頭の二、三句が類似せし太平寰宇記並びに本草綱目所引の一條をば、互いに別個の存在として掲げおれり。

唐歐陽詢撰芸文類聚上海圖書館藏宋紹興刊本景印闕卷以明嘉靖刊本配補中華書局印行卷八五布帛部には

裴氏廣州記曰。蠻夷不蠶、採木絛爲絮、皮圓當竹、剝古綠藤、績以爲布。

とほぼ王氏引用の如くあり(第十三葉裏)。他に太平御覽卷八一九布帛部絮には

裴淵廣州記曰。蠻夷不蠶、採木綿爲絮。

とあり(第四葉表)、また同書卷八二〇布帛部布にも

裴氏廣州記曰。蠻夷不蠶、採木絛爲絮、皮員當竹、剝古綠藤、績以爲布。

とほぼ同文を引く(第七葉表)。王氏がこれらと別條に掲げし明李時珍撰本草綱目卷三六木部楮の集解には、時珍曰として

裴淵廣州記言。蠻夷取穀皮熟、槌爲褐裏鬪布、以擬氈、甚煖也、其木腐、後生菌耳、味甚佳好。

とあり(頁七)、宋羅願撰爾雅翼学津卷九穀木にも

裴淵廣州記曰。蠻夷取穀皮熟、槌爲揭裏布鋪、以擬氈、然則雖惡木、用亦博矣。

とあり(第十四葉表)。但し、王氏の引く太平寰宇記は未まだ当該箇所を検索し得ず。

以上の諸条を通観するに、太平御覽卷六九三本草綱目および爾雅翼が載せし「穀皮↓褐」の条と、太平御覽卷八二〇九

および芸文類聚が載せし「木縣↓絮」の条とは、製糸績布に関する一文を二段に分ち別載したるものにして、北堂書鈔卷七所引裴淵南海記の例の如く、同一原文を単に省略せし姿にはあらざるべし。清阮元等撰同治重刊廣東通志は輿地略卷九六物産木類の穀樹の条に

裴淵廣州記曰。蠻夷取穀皮熟、槌爲褐、裏髻布鋪、以擬氈太平御覽。

とあり(第八葉表)、同書卷九六輿地略物産器用類の絮の条には

裴淵廣州記曰。蠻夷不蠶、採木綿爲絮太平御覽。

とありて(第九葉裏)、夫々別条と扱かえり。明陳耀文撰天中記万曆刊本も同様なり(卷四八絮卷五〇褐)。

北堂書鈔所引裴淵南海記の一条は、孔氏校註の如く「俗不蠶」の文字なけれど、「穀皮↓褐」を述べてあれば、太平御覽卷六九三の群と同類なり。北堂書鈔が「穀皮ヲ取りテ熟ス、極マリテ褐トナス」と記すは加工法を缺く故、太平御覽卷九六〇の記せる如く「穀皮ヲ取りテ熟ユ、槌キ以テ褐トナス」が原文に近からんか。本草綱目、爾雅翼が「氈」以下に記す句は後人の添加なるべし。明陶珽重編說郛等所収顧微広州記の第十四条に

蠻夷不蚕、採木綿爲絮。

とあり(第二葉裏)。しかれども、前掲の如くこれと同類の引用文は全て裴淵とありて顧微の名なければ、右は輯者の誤やまらならんか。

裴淵記が称は、後魏賈思勰撰齊民要術国学基本 叢書簡編 卷十 五穀果蔬菜菇 非中国物産者 柚の条に

裴淵記曰。廣州別有柚、號曰雷柚、實如升大。

と見ゆるも(頁八)、最古の写本たる蓬左文庫所蔵北宋刊本写本の該条を見るに、「淵」字は「洲」と見ゆる字を記しあり

(頁一)。これより類推するに、右はもと「裴淵廣州記」とありしを淵・洲と類似の字体並びたれば恐らく筆生が錯誤を生

じて文字を飛ばしたる結果ならむ。齊民要術卷十の条に「裴淵廣州記」とあるは右の蓬左文庫本に「裴淵廣州記」と

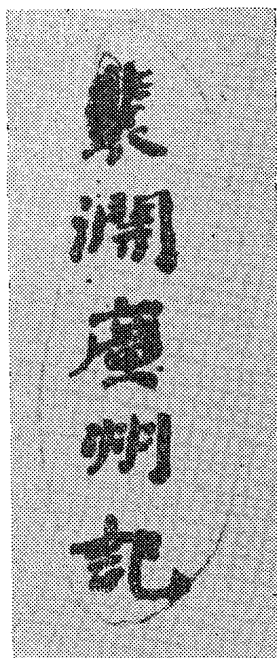
記せり(頁二)。また太平御覽卷四九 地部 慮山が条に「裴關廣州記」とあるを和刻本は「裴開廣州記」と記し(第十 葉裏)、挙譌に

「清本「開」作「淵」、是也」と註せり。

齊民要術 蓬左文庫所蔵
北宋刊本写本



頁一九四



頁二二八

三

北堂書鈔卷一四四酒食部茶は、酉平畢盧の条に

裴淵南海記云。酉平縣出畢盧、茗之別名、南人以爲飲。

とありて、孔広陶は

今案。御覽八百六十七引南海記、「畢」作「皋」、陳、俞本改注廣州記、亦作「皋」。

と校註す(第十一葉表)。孔氏の示す太平御覽第八六七飲食部茗には

廣州記曰。酉平縣出畢盧、茗之利、茗葉大而澁、南人以爲飲。

とあれど(第五葉裏)、南海記の称は見えず。重修政和經史証類備用本草卷十二木部に附されし二十六種陳藏器余の畢蘆の条には

廣州記曰。新平縣出畢蘆、畢蘆茗之別名也、葉大而澁。

とあり、つづけて

海藥云。謹按、廣州記云。出新平縣、狀若茶樹、闊大無毒、主煩渴熱悶下痰通小腸淋止頭痛、彼人用代茶、故人重

之、如蜀地茶也。

とあり(第五葉裏)。清秦鳳儀等補重刊經史証類大本本草順治十三年刊卷十二も同文なり(第五葉裏)。明陳耀文撰天中記万曆刊本卷四茶

畢蘆の条には

酉平縣出畢蘆、茗之別名、葉大而澁、南人以爲飲廣州記。

とあり(第四葉裏)。王謨輯裴淵広州記は第五十八條に

酉平縣出畢蘆、若之別名、葉大而澁、南人以爲飲書鈔。

と載せしが(頁三六九)、北堂書鈔には前掲の如く「葉大而澁」の一句なし。

西平の名は梁沈約撰宋書景興劉氏嘉業堂藏宋蜀大字本闕卷以涵 卷三八志第二八州郡四 廣州の条に

西平令、永初郡國有。

とはじめて見ゆ(第二四葉表)。梁蕭子顯撰南齊書景江安傅氏雙鑑樓藏宋蜀大字本 百衲本二十四史 卷十四志六州郡上 南海郡の条にも西平の名あり(第二十葉裏)。

一方、本草書が引く闕名氏撰広州記の記せし新平の名は広州辺に存せず。青山氏が索引に拠れば唐以前の新平は陝西省西安府すなわち漢中にのみ存す。漢書卷二八下には

淮陽國。高帝十一年置、莽曰、新平屬兗州。

とあり(第十四葉表)。こは現今の河南省なり。

闕名氏撰広州記の遺文にして地名を掲げたる例として、宋書卷三八には

新會太守(中略)、廣州記云。永初元年、分新寧立。(第三三葉表)

東官太守(中略)、廣州記。晉成帝咸和六年、分南海立。(第三四葉表)

寧浦太守(中略)、廣州記。漢獻帝建安二十三年、吳分鬱林立。(第三八葉表)

とあり。宋書は梁永明六年(四八)成れること確実にして、右の各地は広義の広州すなわち現今の広東・広西両省内に存す。王謨は右のうち寧浦郡の条のみを通鑑注(卷九二晉紀十四大寧元年六月)より引いて裴淵広州記の第十三条に輯録す(頁三七)。他に

闕名氏撰広州記の遺文を拾するに、広州より遠隔の地として繳濮、大食、波斯、大秦等の国名あり。繳濮国が名は宋李

昉等撰太平広記卷四八二元王大淵撰島夷志略所収異聞類聚に、大食国は大觀本草卷四益州金 政和本草卷四益州金 宋洪遵撰

泉志卷十大食国錢本草綱目金卷八に、波斯国は大觀本草卷九蒟醬、廣州蒟醬卷四政和本草卷四廣州石硫黄卷九蒟醬、廣州蒟醬卷十三安息香卷二三

荔枝本草綱目卷十一 石硫黄 卷十二 芍药 卷二六 蕪菁に、大秦国は大観本草卷三 波斯白礬 卷十三 蕪菁 政和本草卷三 波斯白礬 卷十三 蕪菁 本草綱目卷三五の条に見

ゆ。王謨はこれらがうち、繳濮国と大食国—金、波斯国—石硫黄の計三条を裴淵広州記の遺文として輯録せり。大観、政

和両本草は右の諸条を全て「海薬」より、本草綱目は「珣曰」として引用せり。本草綱目卷一 序例上 歴代諸家本草に

海薬本草 禹錫曰。南海薬譜二卷、不著撰人名氏。(中略)時珍曰。此即海薬本草也、凡六卷、唐人李珣所撰、珣蓋肅

代時人、(下略)。

とあれど(四頁)、政和本草卷頭 証類本草所出経史方書には

南海薬譜 不著撰人名氏

海薬

と両者を別本と扱えり。宋鄭樵撰通志卷六 本草には 九

海薬本草 六卷 李珣撰

南海薬譜 七卷

と見え(第十一葉表)、宋王堯臣撰崇文総目汗筠齋 卷三 医書 には 叢書

南海薬譜 一卷 原釋闕。見天 一閣鈔本。

侗案。通志略、七卷、不著撰人。

とあり(第七五葉表)。侗は清侗金錫なり。果して李時珍が断ぜし如く南海薬譜と海薬本草が同一書なるか頗ぶる疑い多けれ

ど、右の諸本草書が引用せし限り、海薬云とあるも珣曰とあるも語句に大差なければ同一出典にもとづけるなるべし。さ

りながら右の大食国などの条を含む広州記が直ちに北魏代より諸書に引用されし裴淵広州記なりと定むるは難し。何とな

れば、第七世紀に成立せし大食國の名が唐代以前に存するは不審なり。郝玉麟等撰広東通志雍正 九年 卷五二に

大食國以水晶爲屋柱、食器亦然。魏略。

とあり(第九六葉表)、増補事類統編所収 卷六九にも

魚豢魏略。大食國以水晶爲屋柱、食器亦然。

とあれど(第二九葉表)、これは大秦の正しきこと論をまたず。また六朝代江南諸朝の波斯国に関する知識の曖昧なるは唐姚思廉

撰梁書卷五四 列伝四八 波斯国の条と、唐令狐德棻撰周書卷五十一 列伝四二 波斯国の条とを対比せば歴然にして、広州にのみ波斯

国物産の詳報が伝われる根拠なし。政和本草が巻頭に掲げし証類本草所出経史方書中には、顧微広州記の名あれど裴淵広州記の名は見えず。故に「新」が「西」の誤字にあらざる限り、大観・政和両本草が阜蘆の条に引く広州記は裴淵が書にあらざる別人の撰ならざるべからず。

北堂書鈔卷一 四四が記す「エキロ 翠蘆」が名は他に見えず、孔氏の校する「阜」字は「阜」とも作り、太平御覧が「阜」、政和本草が「阜」字とも通ずれば「カッロ 阜蘆」が正しかるべきか。但し、翠、阜ともに「澤」の意あれば「さわに生えしあし」と解すれば、翠蘆、阜蘆のいずれも誤やまりにはあらず。宋書など所引広州記が撰者の究明につきては姑く措く。

四

北堂書鈔卷一五七 地部 嶺 は、雲石嶺の条に

裴淵南海記云。魯城縣有雲丹嶺、日出照之色晃耀。

とありて、孔広陶は

今案。陳本「南」誤「高」、無「裴淵」二字、「色」字在出上、考類聚卷六引裴氏廣州記、「魯」作「增」、「丹」作「母」、無「色」字、餘同。

と校註す(第七葉表)。孔氏が示す芸文類聚卷六 地部 岡には

裴氏廣州記曰。城北有馬鞍崗、秦時瞻氣者言、南方有天子氣、始皇發民鑿破北崗、地中出血、鑿處猶在、增城縣有雲母岡、日出照之晃耀。

とあり(第四葉表)。太平御覽卷八〇八 珍宝部 雲母 には

裴淵廣州記曰。增城縣有雲母岡、日出照之晃耀。

とありて(第八葉表)、北堂書鈔が引用にはほぼ等し。また、太平御覽卷五三三 地部 崗 には

裴淵廣州記曰。城西北五里連續大崗、直上百尋、名爲越王家、吳朝掘覓尉他墓、竟無所見、於天井崗、

鑿一小車、州城北有馬鞞、秦時瞻氣者言、南方有天子氣、始皇發民鑿破此崗、地中出血、今鑿處猶在、

增城縣有雲母岡、日出照之晃耀。

と(第十葉表)、芸文類聚が引用を更に延長せし如き文を載す。芸文類聚に同類なる引用は前に掲げたる如く水経注卷三七 浪水 に裴

淵廣州記曰として見え、同治重刊 廣東通志卷一〇〇 山川略 馬鞍山の条には水経注よりとして裴氏廣州記曰云と引く。また、光緒重修 広州

府志卷十 輿地略 馬鞍山、古蹟略卷八七 趙佗墓が条にも水経注を引く。闕名氏撰墨娥漫録第四 に広州記ありて全一条なるが、後半部

に、広州城北有馬鞍崗以下 鑿処猶在までの句を含む。京都大学人文科学研究所著京都大学人文科学研究所漢籍分類目録

史部 地理類 古地志 広東 には 廣州記音顧微撰 說郭卷第四墨娥漫録所収

とあれど(頁二八三)、右が語句は前引の如く諸書に全て裴淵或は裴氏とありて、顧微の名を記せし例は存せず。

北堂書鈔の記せし魯城県はこれまた広州辺に存せず。芸文類聚の示す増城県が名は後漢書卷一三三 郡国五 晉書卷一五 地理下 南齊書卷十

四 隋書卷三一 志二六 各南海郡の条に載せてあり。唐白居易撰宋本白氏六帖事類集卷二 交広諸山 泉山には

顧微廣州記曰。南海曾城縣有泉山。云云

とあり(第三三葉裏)。宋孔伋統撰唐宋白孔六帖第五山も同様なれど(第二九葉裏)、芸文類聚卷八山部には

顧微廣州記曰。南海增城縣有白水山。云云

とあれば(第五葉表)、魯、曾は増字が誤やまりなるべし。王謨は裴淵広州記第二十四条に

增城縣有雲母祠、日出照之晃耀類聚。

と載せるも(頁三六八)、祠、耀の字は芸文類聚卷六とちがえり。

五

北堂書鈔卷一三六服飾部釵は、銅釵の条に

裴淵海東記曰。俚獠貴銅、鑄銅大鼓、東海豪富子女以金銀爲大釵、執以叩銅鼓、叩竟留遺主人、號之曰銅鼓釵。

とありて、孔広陶は

今案。御覽七百十八引裴淵廣州記、無「俚獠」八字、「東」作「南」、「子女」作「女子」、無「叩竟」六字、餘同。陳俞本照御覽、又案。博物志交州夷名曰俚子、俚獠即此類。

と校註す(第七葉表)。孔氏の引く太平御覽卷七一八服用部釵には

裴淵廣州記曰。豪富女子以金銀爲大釵、執以叩銅鼓、號爲銅鼓釵。

とあり(第二葉表)。また、太平御覽卷四七二人事部富下には

張淵廣州記曰。豪富子女以金銀爲大釵、執以叩銅鼓與主人、名爲銅鼓釵。

とあれど(第三葉裏)、宋槧太平御覽江都喜多邨氏学訓堂聚珍版にはこの条を

裴淵廣州記曰。俚獠貴銅鼓、初成懸於庭、尅晨置酒、來者盈門、其中豪富子女以金銀爲大釵、執以叩銅鼓、竟與主人、名爲銅鼓釵。

と記す(第三葉裏)。しかして太平御覽卷七八五 四夷 俚には

裴淵廣州記曰。俚獠貴銅鼓、唯高大爲貴、面闊丈餘、方以爲奇、初成懸於庭、尅晨置酒、招致同類、來者盈門、其中豪富子女以金銀爲大義、執以叩鼓、竟留遺主人、名爲銅鼓釵、風俗好殺、多構讎怨、欲相攻擊、鳴此鼓集衆、到者如雲、有是鼓者極爲豪強。

と長文を引く(第八葉裏)。ほかに、後漢書卷二四列 傳十四馬援の馬於交阯得駱越銅鼓、乃鑄爲馬式の条には

裴氏廣州記曰。俚獠鑄銅爲鼓、鼓唯高大爲貴、面闊丈餘、初成懸於庭、尅晨置酒、招致同類、來者盈門、豪富子女以金銀爲大釵、執以叩鼓、叩竟留遺主人也。

と唐章懷太子李賢は注す(第十四葉裏)。宋周去非撰嶺外代答国学 文庫 卷七 樂器門 銅鼓には

按。廣州記云。俚獠鑄銅爲鼓、唯以高大爲貴、面闊丈餘、不知所鑄果在何時。

とあるも、「按、馬援征交阯、得駱越銅鼓」云々と続けてあれば、後漢書に拠れるなり(頁九)。嶺外代答卷七 金石門 銅には

廣州記曰。俚獠鑄銅鼓。

ともあり(頁一)。清仇池石撰羊城古鈔嘉慶十一年刊 卷八 靈異 銅鼓には、後漢書注として

廣州記。俚獠鑄銅爲鼓、初成懸之於庭、置酒召客、富豪子女各以金銀爲大釵、執以叩鼓、叩畢留遺主人、名納鼓釵。

と記す(第三七葉裏)。同治重刊 廣東通志 卷九二 輿地略 風俗には太平御覽を引きて

裴淵廣州記。豪富子女以金銀爲大鼓、執以叩銅鼓、號爲鼓釵。

と載す(第一葉裏 第二葉表)。卷七一八に拠るなるべし。

裴淵海東記が称は他に見えず。文中に東海の語あれば、虞世南が引用に当りて南海記なる替え名を忘却し、仮りに文中より借用せるなりと思えらくも、他書の当該条引用文には全て東海の語なく、また海東と倒置せるは不審なり。広州を東海或は海東と称する例は知らず。されど北堂書鈔卷一所引裴淵海東記が文は裴淵広州記に出でしこと他書の引用より見て明白なり。

唐魏徵撰隋書景元大德刻本並借北平図書館江蘇省立 国学図書館蔵本配補 百衲本二十四史 卷三一 志二六 地理下に

(前略)、諸獠皆然、並鑄銅爲大鼓、初成懸於庭、中置酒、以招同類、來者有豪富子女、則以金銀爲大釵、執以叩鼓、竟乃留遺主人、名爲銅鼓釵、俗好相殺、多構讎怨、欲相攻、則鳴此鼓、到者如雲、有鼓者號爲都老、羣情推服、云云。

とあり(第十五葉表)。太平御覽卷七所引裴淵広州記が文に似たるなれど、「都老」なる土語を欠けば隋書は別個の出典に拠れるなるか。六朝時代は作文構成に制限多く、執筆者が教養、境遇にも大差なければ、自然類似の文章多かるべし。太平御覽卷九八 阜蘆が条に

百卉部 阜蘆が条に

南越志曰。龍川縣有阜蘆草、葉似茗、味苦澁、土人以爲飲、今南海謂爲過羅、或曰拘羅。

なる一文あり(第六葉表)。こは前に掲げし北堂書鈔卷一所引裴淵南海記が畢蘆の条に相応すべき語句多けれど、裴淵が文は

南人或は単に人と称して土人の語なく、土語も記さず華語にて表わすが例なれば右の南越志と広州記は別人の著とせざるべからず。王謨は裴淵広州記第十一條に

狸獠鑄銅、爲鼓、鼓唯高大爲貴、面濶丈餘、初成懸於庭、剋晨置酒、招致同類、來者盈門、豪富子女以金銀爲大釵、

執以叩鼓、叩竟留遺主人同上〔後漢書馬援伝注〕 名爲銅鼓釵、風俗好殺、多構仇怨、欲相攻擊、鳴此禁鼓、衆到者如雲、有是鼓者

極爲豪雄御覽。

と載す(頁三六七)。

六

裴淵が撰せし広州記は北魏朝に成れる水経注、齊民要術に引用しあり。清嘉慶十一年(一〇六八)に成れる羊城古鈔纂輯書目にもその名を留めたれど(第二葉表)、同書所引が文は前掲の如く史記、漢書に拠りて直接の引用にあらねば、第十九世紀まで実在せしやは不明なり。而して隋代に成れる北堂書鈔が引用せし裴淵南海記並びに裴淵海東記、裴氏広州記は北魏朝以前に成りたる裴淵が広州記のことにして、南海記と称せしは至尊が諱を避けたるが故なるべし。裴氏と記せしは後世の輯者が筆にて、唐人が開祖李淵の名を敬した風ならむ。但し虞世南が原著に該条有りしやは知らず。海東記の称が置かれし由縁も分明ならず。

現存の北堂書鈔は成立後七、八世紀を経たる元、明代の鈔本にもとづけるものなれば、魯魚の誤やまりありて文意通ぜざる箇所を見るといへども、古体を止むるところ少なからず。王謨が輯も労大なるものなり。本稿が史料蒐集に当りては王氏の注記に啓発されしこと多し。ただ広州記には裴淵のほか、略同時代に成りし顧微が著もあり、また闕名なる第三者の撰せし広州記もあるを若干混同せしが如きは心すべきなり。

附 則 六 条

一、北堂書鈔卷一五一
天部 風は、蒼梧出風の条に

顧微南海經云。蒼梧山左右出風、故號風門。

とありて、孔広陶は

今案。兪本同、陳本脱「顧微」二字。

と校註す(第七葉表)。されど他書に右が文は見えず。說郛等に輯せし顧微広州記にも載せてあらず。太平御覽卷七八二
四夷 日本に

南海經曰。南倭北倭屬倭國在帶方東大海中、以女爲主、其俗零結、衣服無針、功以丹朱塗身、不妒忌、一男子數十婦。

とあるは(第六葉表)、晉郭璞伝山海經諸子書要第十二海内北經に

蓋國在鉅燕、南倭北倭屬燕倭國在帶方東大海内、以女爲主、其俗露紒、衣服無針、功以丹朱塗身、不妒忌、一男子數十婦也。

とあるを不完全に引用せしなるべし。燕京大學図書館引得編纂允編太平御覽引得(哈仏燕京學社引得二三)に

南海經 782\6a ; 790\2b.

とあり(頁一三四)。782は上掲の条なるが、卷七九〇の当該箇所には山海經、外國圖、神異經、括地圖、書〔經〕の名ありて南海經はなし。

故に北堂書鈔所引顧微南海經をば裴淵南海記の例にならひ、直ちに顧微広州記の異称とはなし難し。

二、王謨輯裴淵広州記第三九条に

貝凡有八、紫貝最其美者、出交州、大貝出巨延州、與行賈貿易類聚。

とあり(頁三六九)。芸文類聚卷八四 寶玉部 貝 太平御覽卷八〇七 珍寶部 貝の条にほぼ同文を記せど典拠書名はともに「広州志」とありて「広州記」とはなし。

し。広州志が称は唐代迄右の芸文類聚に見ゆる一条のみにて他になく、宋樂史撰太平寰宇記卷一 太平御覽二明解縉等輯永樂大典卷二張

變撰東西洋考卷三 清吳應遠撰嶺南荔枝譜 一条 正 廣東通志 一条と時代の下るにつれて引用の多きを見ゆ。太平御覽卷九四二史書綱目に「顧微

広州志」とあれば(第二六葉裏)、裴淵或は顧微が広州記にして広州志と誤やまりたる例もあるべし。本草綱目には裴淵広州志二 顧微広州志 一条

の称もあり。されど太平御覽卷九四二 鱗介部 蚌に

廣志曰。巨延州、以蚌與行估貿易。

と右の広州志が文の下半分に似たる引用もあれば(第三葉裏)、これまた直ちに裴淵広州記が遺文とはなし難きなり。

三、劉澄之が広州記につき清章宗源撰隋書經籍志考証二十五史補編 卷六に

廣州記 卷七 劉澄之撰 不著錄

太平御覽卷六六 地部 湖 劉澄之廣州記曰。新城縣東俱山、山上有湖、湖中有白鵝一隻、時飛來、不可常見。

とあれど(頁四八九)、太平御覽卷六六 地部 湖に掲げられたる右の条には劉澄之楊州記とありて広州記とはなし。また他に劉澄之広州記の称は見

えざるが如し。

四、宋代に府県志類に属せる広州記を撰せし許牧につき同治重刊 廣東通志 卷一九三 藝文 略風土雜記類は

北堂書鈔所引裴淵南海記

廣州記 宋許牧撰 未見

南雄府志、牧始興人、大觀元年應八行科、政和六年進士。

とあり(第十三葉裏)。永樂大典卷六六五 一東二八八 雄南雄府二 宦跡に趙善珏撰進士題名を掲げるが、そのうちに

許致始興、天聖二年 (第二五葉裏) 宋郊榜、第二甲。

許彦博始興、治平四年。許安世榜、第三甲、致之子、牧之父。

許牧始興、政和二年。□□榜第四甲、致之孫、彦博之子。

とあり(第二六葉表)。同書引用の范処厚撰図経志にもその名許致(第十五葉裏)と見えれば、許牧の實在は疑いなきも、広州記を撰せしやは知らず。

五、群書類従を検するに統群書類従 卷八九五 香要抄卷本に、顧微廣州紀一條有り (五頁)。こは大正 新脩 大藏經 別卷 卷十一にも収む(七頁七)。香要抄の撰録者は、

一〇七二年に生まれし、沙門亮阿闍梨兼意なり。また統群書類従 卷八九六 香藥抄卷本 卷頭の書目中に、傾微廣州記の名有り(七頁五)。されど、裴淵そ

他の名は寓目せず。石井英雄氏の調査によれば、埜家書写校合の統類従底本には、紀を記とする他、まま活字本と差異を見る、との由なり。

六、本稿は裴淵其他の撰せし「広州記」に関する一文より、北堂書鈔所引の条を抽出し、制限枚数にあわせたるものなれば、不日発表せんとする関連諸稿をも参照されんことを望む。